

第3 パッケージ型自動消火設備（Ⅱ型）

（令第29条の4，平成16年 告示第13号，平16.5.31 消防予第94号）

1 設置防火対象物

令第12条第1項第1号及び第9号に掲げる防火対象物又はその部分で、延べ面積が275㎡未満のもの（可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く。）に設置すること。なお、「可燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるもの」とは表面が合成皮革製のソファ等で特に燃焼速度が速いものとして次のいずれにも該当するものが設置されている防火対象物又はその部分をいう。

ア 座面（正面幅がおおむね800mm以上あるもの）及び背面からなるもの

イ 表面が合成皮革，クッション材が主にポリウレタンで構成されているもの

2 機器

機器は評定品を使用すること。

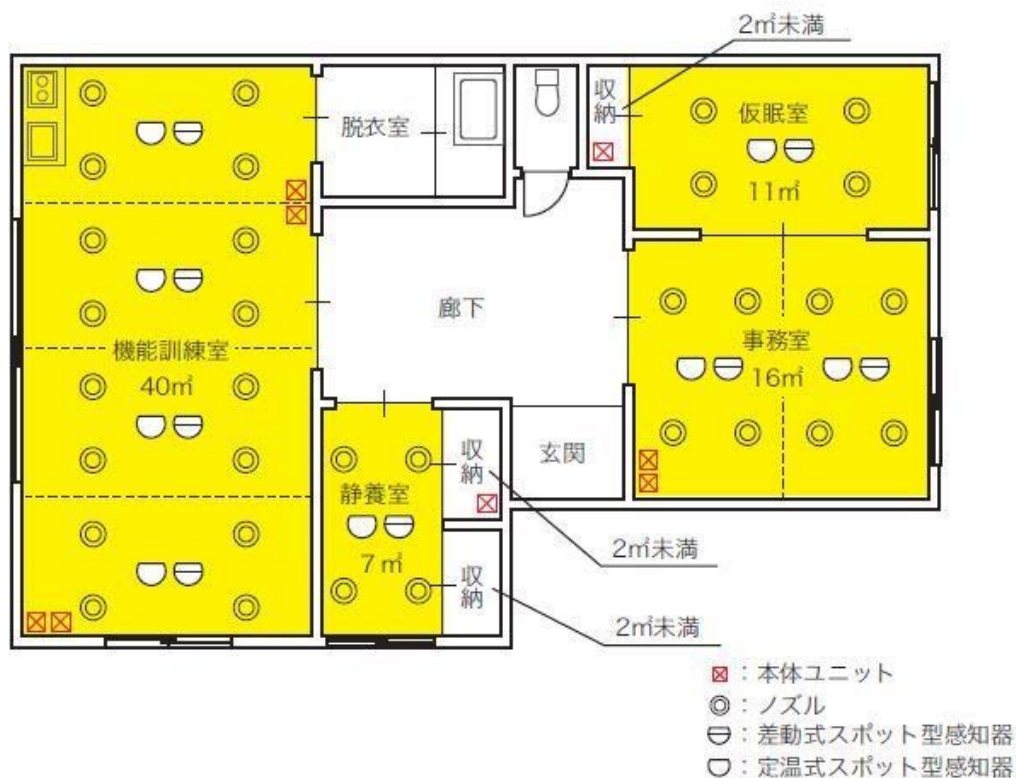
3 同時放射区域

第2 パッケージ型自動消火設備 9 設置基準 を準用すること。（(3)及び(6)を除く。）

4 設置位置

放出口は令第13条第3項各号に掲げる部分以外の部分に設けること。（第3-1図参照）

第3-1図



- 5 配線
第2 パッケージ型自動消火設備 4 配線 を準用すること。
- 6 放出口
第2 パッケージ型自動消火設備 6 放出口 を準用すること。
- 7 放出導管
第2 パッケージ型自動消火設備 7 放出導管 を準用すること。
- 8 非常電源
第2 パッケージ型自動消火設備 8 非常電源 を準用すること。ただし、主電源に電池を用いる場合にあってはこの限りではない。（パッケージ型自動消火設備告示第13号関係）